永久磁石同期モータ	ロータの内部に永久磁石を埋め込んだ回転界磁式の同期モータ。インバーターと組み合わせて高効率可変速運転ができる。
極数変換モータ	モータの極数を切り替えることにより回転数を段階上に切り替えることができるもの。速度変換要求が固定２、３段でよい負荷のある場合に有効。

高効率変圧器	低損失磁性体材料を使用した変圧器及び低損失構造の変圧器（モールド変圧器等）。
総合エネルギー管理システム	主要設備ごと、設備群ごと、ラインごと等のエネルギー管理に必要となる設備の監視機能、操作制御機能、記録機能及び設備管理機能等が必要度に応じて組み込まれたもの。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○厚生労働省
環境経済産業省告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質（平成二十九年環境経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
化学物質の分類	官報整理番号
(1)～(5)　［略］	［略］
(6)有機重合系高分子化合物	「(6)有機重合系高分子化合物」の項整理番号１（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、６（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、10（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、18（ブター１－エン・エテン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、47（エテン・５－エチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプター２－エン・プロパー１－エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限

改正前	
化学物質の分類	官報整理番号
(1)～(5)　［略］	［略］
(6)有機重合系高分子化合物	「(6)有機重合系高分子化合物」の項整理番号１（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、６（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、10（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、18（ブター１－エン・エテン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、47（エテン・５－エチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプター２－エン・プロパー１－エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限